

「おかやま子育て応援宣言企業」募集!

「おかやま子育て応援宣言企業」は、従業員の子育てや地域における子育てを応援するための具体的な取組を、企業・事業所等に宣言していただき、県が登録する制度です。

令和元年度から、新たなステップとして、従業員の仕事と家庭の両立支援に、特に積極的な企業等を「アドバンス企業」として認定する制度を開始しています。

登録

認定

表彰

他の模範となる優れた取組を行った企業等に対し、県知事賞が贈呈されます。

「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度



従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を企業・事業所に宣言していただき、県が登録する制度です。

「アドバンス企業」認定制度



次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、時間外労働の上限規制等の遵守や、子育てを応援するための取組を進めている企業等を、県が認定する制度です。

「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度

登録の対象

県内に本社または事業所があり、事業活動を行う法人、個人、又は団体の組織

「おかやま子育て応援宣言企業」になるには

従業員の子育てや、地域における子育てを応援するための具体的な取組を応募用紙へ記入(又は入力)し、県へ提出してください。企業を訪問し、宣言内容を確認させていただいた後、県から登録証を進呈するとともに、県ホームページで登録企業として公表します。

- ★取組例
- ①育児休業を取得しやすい社内環境を整えるため、社内研修を行います。
 - ②フレックスタイムを導入し、働き方の選択肢を増やします。
 - ③地域の青少年健全育成活動(スポーツ少年団指導)を積極的に支援します。
 - ④再就職を希望する女性を対象に、職場体験講習を行います。
 - ⑤従業員の仕事と家庭の両立を支援する「イクボス」になることを宣言します。

提出先及び
問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健福祉部子ども未来課
電話：086-226-7347 FAX：086-226-7902
メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp

応募様式や制度の詳細は

おかやま子育て応援宣言

検索

目次

「おかやま子育て応援宣言企業」募集!.....	表紙	第40回全国障害者技能競技大会で岡山県選手が入賞!...	10
改正高齢者雇用安定法が施行されます.....	2・3	第58回技能五輪全国大会で岡山県選手6名が入賞!...	10
障害者の法定雇用率が引き上げになります.....	4	「雇用のトラブル」ご相談ください.....	11
雇用シェアを活用して従業員の雇用を守る企業を無料で支援します...	5	DVD「パワーハラスメントにならない指導のポイント」...	11
令和3年経済センサス活動調査が実施されます... 5・裏表紙		公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集.....	12
ハラスメント対応特別相談窓口を開設しています!.....	6	岡山県教育委員会からのお知らせ.....	13
男性ももちろん育児休業を取得できます!.....	7	人権の尊重される社会の実現に向けて.....	14
就活解禁!「Web版岡山県合同企業説明会」を開催します!.....	8	心身の健康に関する研修会のお知らせ.....	14
退職金は、国がサポートする「中退共制度」をご活用ください.....	8	あなたの会社の福利厚生制度は充実していますか?...	15
令和3年4月県立高等技術専門校入校生募集.....	9	骨髄バンクへのドナー登録にご協力をお願いします!...	15
		令和3年経済センサス活動調査.....	裏表紙

事業主・労働者の皆さまへ

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※ 特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P3

- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P3

a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

高齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

全般的な留意事項

- ・ 高齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・ 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・ 高齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ・ 高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

基準を設けて対象者を限定する場合

- ・ 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められません。

その他、講ずる措置別の留意事項

P2の③

継続雇用制度の場合

- ① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

P2の④⑤

創業支援等措置の場合

- ① 高齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ② 創業支援等措置により就業する高齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③ 創業支援等措置により就業する高齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

※70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。



定年制度、継続雇用制度の見直しのための助成金があります。

◆◆ 65歳超雇用推進助成金 ◆◆

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意くださいませう、お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

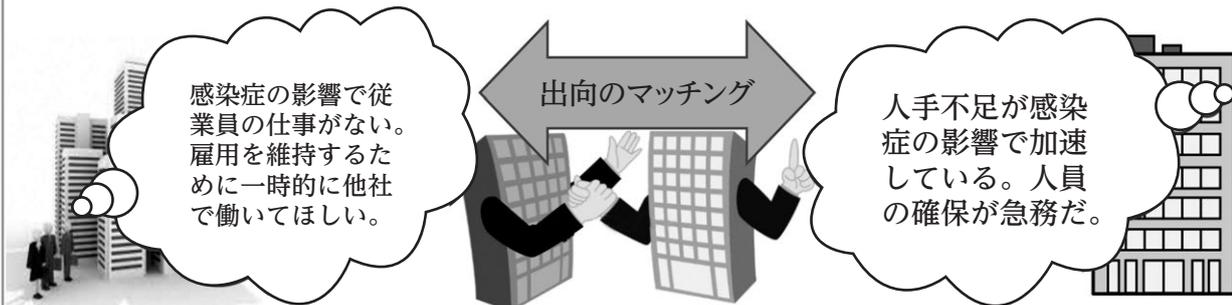
▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.ieed.or.jp/>

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、 従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業様に対して出向のマッチングを無料で行います。



お問
い合
わせ先

公益財団法人 産業雇用安定センター岡山事務所
岡山市北区磨屋町10-20 磨屋町ビル4F
☎ 086-233-3081

(センターHP)



令和3年経済センサス活動調査が実施されます

調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とする各種統計調査を行う際の母集団情報の整備を図ることを目的に実施します。

調査の根拠

統計法に基づく基幹統計調査として実施します。

調査期日

令和3年6月1日現在(5月下旬に各事業所・企業へ調査票が届きます)

調査対象

すべての事業所・企業(ただし、個人経営の農林漁業者等を除く)

主な調査事項

〈基礎項目〉 名称、電話番号、所在地、経営組織、従業者数、主な事業内容など
〈経理項目〉 資本金等の額、外国資本比率、売上(収入)金額、費用総額、費用項目 など

調査の方法

〈調査員調査〉 調査員が事業所・企業に調査票を配布し、インターネットによる回答又は調査員が調査票を回収します。
〈直轄調査〉 国が調査票を配布し、国・県・市がインターネットによる回答又は郵送により調査票を回収します。

調査結果の活用

国の各種行政施策のほか、地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化など地方公共団体の各種行政施策、民間企業における経営計画の策定などの基礎資料として広く活用されます。

お問合せ先：岡山県総合政策局統計分析課 TEL 086-226-7261

裏表紙も
チェック!

岡山労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口 を開設しています！

開設期間：令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

働く人

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られる。また、一人ではできない量の仕事を押し付けられる。

セクハラについて社内の相談窓口に相談したら「それくらいのことでは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。



企業の担当者

パワーハラスメントに関する相談を受けたが、会社としてどう対応すればよいのだろう。

パワハラやセクハラ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社として何をする必要があるんだろう。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

令和2年6月1日から労働施策総合推進法の施行により、パワーハラスメント防止のために講ずべき措置が法律で事業主に義務付けられています（中小事業主は令和4年4月1日より義務化）。これにより事業主は、就業規則や社内体制の整備、労働者への周知等に事前に取り組む必要があり、またハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応を行う必要もあります。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動（性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など）に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（マタハラ）とは

職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、労働者の就業環境が害されることです。妊娠の状態や育児休業等の利用と嫌がらせとなる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当します。

<岡山労働局 ハラスメント対応特別相談窓口>

受付時間 9時30分～17時00分（平日）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 086-225-2017

住所 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階（JR岡山駅から徒歩7分）

○入館の際に身分証明書の提示が必要です。○駐車場 有（北側）

男性ももちろん育児休業を取得できます！

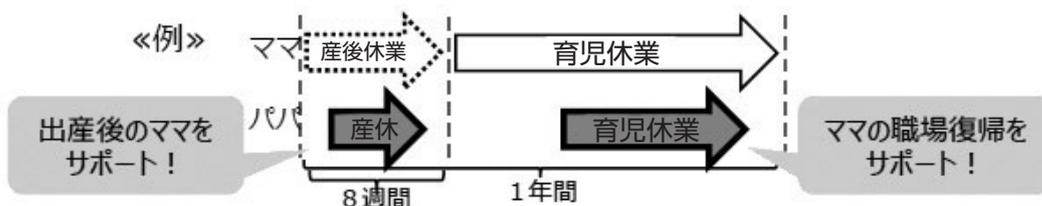
<育児休業は性別を問わず取得することができます>

育児・介護休業法では、男女問わず「原則、子が1歳（保育園等に入れないなどの場合は1歳6か月又は2歳）に達するまで育児休業をすることができる」と定めています。一部有期契約労働者にかかる適用除外、労使協定による除外者を除いて、要件を満たした労働者（日雇い労働者を除く）からの育児休業の申出について、事業主は拒否することができません。

<男性の育児休業にはこんな特徴があります>

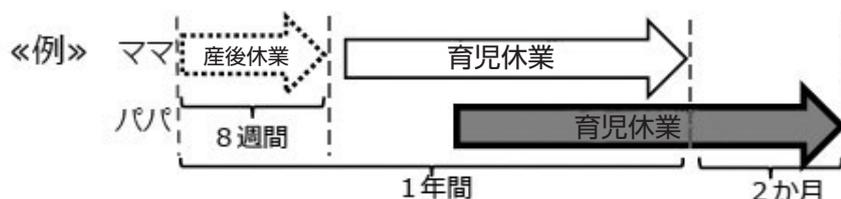
- 妻が専業主婦でも休業できます
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます（いわゆるパパ休暇）

男性の育児休業を促進する観点から、妻の出産後8週間以内に夫が育児休業を取得し、かつ終了した場合は特例として再度の育児休業を取得できます。

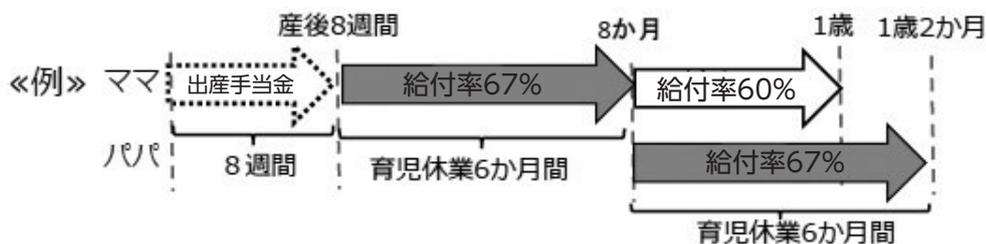


- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます（パパ・ママ育休プラス）

夫婦ともに育児休業を取得する場合には、育児休業の対象となる子の年齢が1歳に満たない子から1歳2か月に満たない子に延長されます。



育児休業給付については、以下の場合だと、2人合わせて1歳2か月まで67%給付を受けられます。



育児休業に関するご相談・お問い合わせは下記まで
岡山労働局雇用環境・均等室 TEL 086-225-2017

育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省ホームページ「育児・介護」でサイト内検索!!

就活解禁!【Web版岡山県合同企業説明会】を開催します!

令和4(2022)年3月大学等卒業予定者や既卒者等の就職支援の一環として、県内大学等で構成される大学コンソーシアム岡山により、「Web版岡山県合同企業説明会」を開催します。優良企業とオンライン上で直接話ができる絶好の機会です。参加企業は県内大学が推薦する優良企業約160社。県内最大級の企業説明会に是非ご参加ください。

① 日時

令和3(2021)年
3月4日(木) 15:00~17:00
3月5日(金) 10:00~17:00

② 参加方法

Web会議システム「Zoom」での実施(PC、スマホ等から参加可能)
※事前にインストールが必要です。

③ 対象者

- ・令和4(2022)年3月大学等卒業予定者
- ・令和3(2021)年3月大学等卒業予定者
- ・既卒者

④ 実施内容

- ・参加企業によるオンラインでの個別説明
- ・ポータルサイト上での企業動画等の掲載
など

⑤ 申し込み

事前申し込みが必要です。
申し込みはこちら (<https://gosetsu.infomark.jp/>)



⑥ 問い合わせ先

大学コンソーシアム岡山事務局
(岡山市北区理大町1-1)
TEL: 086-256-9771
E-mail: office@consortium-okayama.jp
岡山県中小企業団体中央会
(岡山市北区弓之町4-19-202)
TEL: 086-224-2245
E-mail: teichaku@okachu.or.jp

半世紀で加入企業100万社以上の実績!

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、
広がっています!

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** **検索**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称: **中退共**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

令和3年4月県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和3年3月に中学校・高等学校を卒業予定の方、離職者の方を対象に、次の日程で令和3年4月入校生の募集を行います。(B2日程)

◆募集対象者及び募集訓練科◆ ※〔 〕内は訓練期間

◎高等学校卒業以上の学歴の方(令和3年3月卒業予定者を含む)

※下線の訓練科については、高等学校卒業程度の学力を有した18歳以上の方も受験できます。

【南部校】 環境設備工学科(2年)、溶接科(1年)、機械加工科(1年)

【北部校】 電気設備科(1年)、木造建築・再生科(1年)

【美作校】 自動車整備工学科(3年)、自動車車体整備科(1年)



溶接科



木造建築科



自動車車体整備科

◎中学校又は高等学校を令和3年3月に卒業予定の方及び離職者の方(学歴不問)

【南部校】 造園施工管理科(1年)、塗装科(1年)、
アパレルクリエイイト科(1年)

【北部校】 木工・デザイン科(1年)

※南部校アパレルクリエイイト科は、令和3年3月中学校卒業予定者は受験できません。

◎離職者の方(学歴不問)

【北部校】 ケアサービス科(6か月)



ケアサービス科

◆受付期間◆

【B2日程】 令和3年1月13日(水)～令和3年3月4日(木)

◆申し込み先◆

高等学校卒業予定の方・・・希望する訓練科のある高等技術専門校
上記以外の方・・・・・・・・・・管轄の公共職業安定所(ハローワーク)

◆選考日◆ ※〔 〕は予備日

【B2日程】 令和3年3月18日(木)、〔3月19日(金)〕

- | | | |
|----------|------------------------|------------------|
| ◆問い合わせ先◆ | 南部高等技術専門校(倉敷市新田3241) | TEL 086-424-3311 |
| | 北部高等技術専門校(津山市川崎953) | TEL 0868-26-1125 |
| | 北部高等技術専門校美作校(美作市安蘇345) | TEL 0868-72-0453 |
| | 岡山県庁労働雇用政策課 | TEL 086-226-7387 |

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/562287.html>

～実際の訓練を見学してみませんか？～

各専門校では、訓練の見学を随時受け付けています。ご自分にあった訓練科を選んでいただくためにも、ぜひ一度、実際の訓練の様子をご覧ください！見学をご希望の方は、事前に各専門校へご連絡ください。

第40回全国障害者技能競技大会で岡山県選手が入賞！

～機械CAD種目の入賞は、第35回大会以来5大会ぶりです～

「第40回全国障害者技能競技大会(アピリンピック)」が、令和2年11月13日(金)から15日(日)までの3日間、愛知県常滑市の愛知県国際展示場で開催されました。

この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るために毎年開催されています。(国際大会のある年は開催なし。)

今回の大会には、全国から330人の選手が25種目に参加し、技を競いました。

岡山県からは、4人の選手が4種目に参加し、そのうち、1人が入賞しました。



銅賞：網澤選手

<入賞選手>

競技種目名	賞名	氏名	所属名
機械CAD	銅賞	網澤 模太郎	国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

第58回技能五輪全国大会で岡山県選手6名が入賞！

～岡山県代表選手「洋裁職種」が、賞をほぼ独占！「造園職種」は初の敢闘賞を受賞！～

次世代のものづくりを担う青年技能者が技の日本一を競う「第58回技能五輪全国大会」が、令和2年11月13日(金)から11月16日(月)まで、愛知県国際展示場ほか6会場で開催されました。

今回の大会には、全国から40職種に944名の選手が参加しました。

岡山県からは、4職種に10名の選手を派遣し、洋裁職種において金賞(厚生労働大臣賞)、銀賞、銅賞及び敢闘賞を受賞したほか、造園職種で敢闘賞を受賞し、合わせて6名が入賞しました。

<入賞選手>

競技職種名	賞名	氏名	所属名
洋裁	金賞 (厚生労働大臣賞)	水上 実咲	専門学校岡山ビジネスカレッジ
	銀賞	森 莉菜	
	銅賞	笹埜 侑花	
造園	敢闘賞	小西 琴奈	専門学校倉敷ファッションカレッジ
		原田 汐里	下電造園土木株式会社
		森島 義貴	岡山県立興陽高等学校



金賞：水上選手



銀賞：森選手



銅賞：笹埜選手



敢闘賞：小西選手



敢闘賞：原田選手、森島選手

「雇用のトラブル」ご相談ください

県労働委員会では、県内所在の事業所に勤務する労働者個人や労働組合等の労働者側と使用者側の間に生じたトラブルの相談や、3名の委員が間に入り解決策を探る「あっせん」等を行い、公正・中立な立場から話し合いによる解決のお手伝いをしています。

例えば、職場の状況変化に伴う解雇や配置転換で合意が困難な場合等、費用は無料で秘密も守られますので、お電話、メールでお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

* 事務局が県庁小橋町庁舎内に移転しました。
来局の際は県HP等でご確認ください。

岡山県労働委員会事務局

電話：086-226-7563

E-mail：kobetsu@pref.okayama.lg.jp



Q 労働委員会って？

A 労働者の団結権等の保護、労働組合と企業間の紛争解決を図るため、労働組合法に基づいて全国に設置された行政の機関です。

Q どんな役割があるの？

A 主な役割として、相談やあっせんのほか、「労働組合の資格審査」や「不当労働行為の審査」なども行っています。

Q 不当労働行為って何ですか？

A 労働者の団結権等を使用者が侵害する行為で、法律で禁止されています。
例えば、組合員であることを理由とする不利益な取扱いや団体交渉を正当な理由なく拒否する事などです。



新装版
DVD

“どう叱る” “どう育てる” パワーハラスメントにならない指導のポイント



約23分 定価：30,000円+税

部下を一人前の職業人として育てるためには、時には管理職の厳しい指導も必要です。しかし、その一方で、パワーハラスメントが社会問題となっていることも事実です。

そうした葛藤の中で“悩む管理職の方はもちろん、職場で働くすべての方々に向けて、明日から活かせるヒントが得られる実践的なDVDです。

✓ 法改正にあわせて、内容を一部改訂！

✓ 新パッケージで今春発売！

DVD及び図書の
詳細・ご購入

<https://jiwebook.shop-pro.jp>



新年度 賛助会員 募集中

セミナー受講および図書購入等の割引等、特典をご用意しています。

21世紀職業財団では、研究・調査、セミナー開催等の活動にご支援いただける賛助会員を募集しております。当財団の事業にご賛同いただける方（団体・企業・個人等）であれば、どなたでも賛助会員になれます。詳細につきましては、ホームページ（<https://www.jiwe.or.jp>）をご覧ください。

公益財団法人



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

〒113-0033 東京都文京区本郷1-33-13 春日町ビル3F TEL.03-5844-1660 <https://www.jiwe.or.jp>

ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集

平成31年度就職率

87.6%

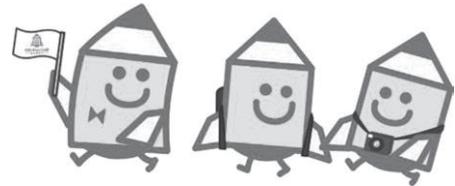
受講料 無料!

未経験者大歓迎!

まるで現場のような施設設備!

◆ 訓練科名等

訓練科名 (訓練期間)	入所月及び定員		
	4月	5月	6月
電気設備技術科※ [6ヶ月]	15名		
CAD・NC機械科 [6ヶ月]		15名	
溶接技術科 [6ヶ月]		15名	
電気・通信施工技術科 [6ヶ月]		18名	
住宅リフォーム技術科 [6ヶ月]			18名
ICTシステムサポート科 [7ヶ月]			10名



- ・各科の詳細内容は、当センターホームページまたはハローワークに設置しているパンフレットをご参照ください。
- ・ほとんどの方が初心者（未経験者）です。幅広い年齢の方が受講されています。
- ※電気設備技術科の4月募集定員は、3月の入所生を含んだ定員数になります。

◆ 申込受付期間等

入所月	申込受付期間	入所選考日	入所日	修了日	
4月	2月4日 ~ 2月26日	3月13日	4月2日	9月30日	・お申し込み先は、住所管轄のハローワークです。ハローワークの職業訓練相談窓口でご相談ください。
5月	3月4日 ~ 3月29日	4月10日	5月7日	10月29日	
6月※	4月2日 ~ 4月30日	5月15日	6月2日	11月29日	

- ・訓練は、原則平日の9:05~15:10です。終了が16:05及び17:00となる日もあります。
- ・受講料は無料ですが、作業服代や教科書代等は自己負担です。
- ・託児サービスが無料で利用できます。ただし、お子様の食事代、おむつ代等は自己負担となります。
- ※6月入所のうち、ICTシステムサポート科【7ヶ月間】の修了は12月24日です。



◆ 見学説明会

入所月	開催日時	
4月	2/10・18の10:30~12:00【体験会】13:00~15:00	・直接当センターにお電話でお申し込みください。 ・その入所月の科全科が、見学説明の対象となります。 ・同日午後には体験会も実施しています。(ICT・住宅以外) ・他の日程も個別に承りますので、ご相談ください。
5月	3/18・23の9:30~12:00【体験会】13:00~15:00	
6月	4/15・22の9:30~12:00【体験会】13:00~15:00	

◆ お問い合わせ先&見学説明会お申し込み先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部
 岡山職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岡山）
 〒700-0951 岡山市北区田中580
 ☎ 訓練課受講者係：086-241-0940（平日：9:00~17:00）
 HP⇒ <https://www3.jeed.go.jp/okayama/poly/>

厚生労働省所管の公共の職業能力開発施設です。ものづくり分野への就職を目指す求職者の方を支援しています。

岡山県内の企業の皆様へ

岡山県教育委員会からのお知らせ

次代を担う岡山の子どもたちの健やかな成長のために、御協力をお願いします！

家庭教育企業出前講座 ◆県教育委員会が講師を派遣します！

企業内の研修等に合わせて、皆様方の学びやすい時間に家庭教育に関する出前講座を実施しています。子育てのヒント、家庭教育について学んでいただくことで、社員の皆様の家庭生活がさらに充実、仕事にも全力投球！ぜひ御活用ください。



- 内 容** 講座内容については、御相談の上で決定
- 講 師** 大学、各種団体、岡山県教育庁の職員等
(講師に係る経費は県が負担します。)
- 対象者** 企業等で働く子育て中の方(乳幼児から思春期の子どもをもつ保護者)及びこれから親になる方など
- 実施形式** ワークショップ形式・講義形式等御要望に応じて対応させていただきます。
※新型コロナウイルス感染防止対策についても、お気軽にお問い合わせください。



岡山放送にて「ワーク・ライフ・バランス」の講座

おかやま☆子ども参観日 ◆実施企業を募集しています！

子どもが自分の保護者の働く姿や職場を見学する「おかやま☆子ども参観日」の実施企業を募集しています。子どもたちの職業観・勤労観を育み、家族のコミュニケーションを深める絶好の機会になります。ぜひ、事業実施を御検討ください。



- 実施プログラム例**
 - 会社紹介
 - 社内見学・職場訪問
 - 社長など職場の人とお話
 - 仕事体験
 - 社員食堂で昼食 等
- 対象者** 企業等で働く職員の子ども

※実施の参考となる情報は、県が提供します。



県庁☆子ども参観日

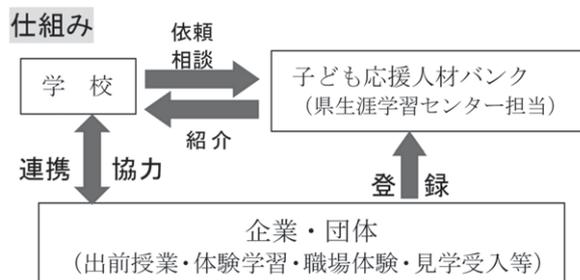
おかやま子ども応援人材バンク ◆登録していただける企業を募集しています！

県教育委員会では、専門的な知識や経験などを生かして、出前授業や体験活動等、学校支援をしていただける企業や団体等を「子ども応援人材バンク」に登録し、登録企業と学校のコーディネートを行っています。

「学校の応援団」として、学校を支援していただける企業等を募集していますので、社会貢献活動の一環として、次世代を担う子どもたちへの支援に御協力ください。



NPO法人マザーリーフ
セミの「うた」と「くらし」の出前授業



〈お問い合わせ・申込み先〉 岡山県教育庁生涯学習課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-5-7

E-mail: syogai@pref.okayama.lg.jp

電話：家庭教育企業出前講座 086-226-7597 (社会教育班)
子ども参観日 086-226-7596 (企画推進班)
人材バンク 086-251-9758 (岡山県生涯学習センター)



岡山県「ほっぺっ!」モカモカ・まじりズム岡山
マスコットキャラクター

人権の尊重される社会の実現に向けて

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」と規定され、法の下での平等を保障しています。

「自分の人権が守られているか」、「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、明るい笑顔で暮らす社会を築きましょう。

1 「身元調査」をしない、させないようにしましょう。

結婚や就職時に調査会社などを使い、出身地や家族の状況を調べる身元調査は、人権を侵害し、差別につながる恐れが高い行為です。

婚姻は両者の合意のみに基づいて行われ、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。

こうした調査を依頼しないことはもとより、調査に協力しないようにし、差別のない明るい社会を築いていきましょう。

2 「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実に、企業や個人に高額な書籍の購入や寄附金などを不当に要求する「えせ同和行為」は、これまで行われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決を遅らせてしまうものです。

一人ひとりが責任と勇気を持って、毅然とした態度で対応し、「えせ同和行為」の排除に取り組みしましょう。

◆お問合せ先 岡山県県民生活部人権施策推進課

電話 086-226-7406

FAX 086-234-5924



岡山県人権啓発シンボルマーク



心身の健康に関する研修会のお知らせ

職場で悩んでいませんか？



2月15日(月)	★新型コロナウイルス感染症流行下におけるBCP管理について
2月26日(金)	健康寿命の延伸も目指した健康管理
3月1日(月)	★家族の関与の重要性と実務
3月3日(水)	★発達障害労働者の行動特性に準じた対応について
3月5日(金)	★睡眠について

受講は無料

初開催のテーマばかりです！

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、WEB研修会を多数ご用意しています。

(★マークがあるものは、WEBでのLive配信 or 動画配信あり)

研修会の開催場所・時間などの詳細情報は ホームページでご確認ください。

お問い合わせ・申込み先 岡山産業保健総合支援センター

☎ : 086-212-1222 <https://okayamas.johas.go.jp/>

岡山産業保健

検索

中小企業を応援！

あなたの会社の福利厚生制度は充実していますか？

岡山県内には、中小企業で働く皆さんに福利厚生サービスを提供する団体が5つあります。

代表的なサービス

- 人間ドック・インフルエンザの受診助成
- 提携施設（飲食店・宿泊・レジャー施設等）の利用
- 慶弔給付金（結婚・入学・出生・勤続祝金等）
- 自己啓発、余暇活動、各種チケットの助成

福利厚生で期待できる事とは？

福利厚生の充実により、従業員は給与にプラスしてサービスが受けられます。余暇や健康に気を使うことができるため、**健康向上、モチベーションアップ**に繋がります。

また、企業は人材確保と定着に結びつき、**少額な負担で手間もかけずに企業発展**が見込めます。

※他にも様々なサービスがあります。各団体でサービス内容が若干異なります。詳しくは、各センター、互助会へお問い合わせください。

岡山市勤労者サポートプラザ（ときめきプラザ）	086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター（ほっと倉敷。）	086-434-8770	倉敷市
津山圏域勤労者互助会	0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
玉野勤労者福祉サービスセンター	0863-33-5000	玉野市
井原地域勤労者互助会	0866-62-8850	井原市・矢掛町

～命のボランティア～ 骨髄バンクへの ドナー登録にご協力をお願いします！

★白血病など重い血液の病気と診断される人は、年間およそ1万人。骨髄・末梢血幹細胞移植でしか治癒が望めない患者さんも多く、**年間約2,000人の方が骨髄バンクを通しての移植を望んでいます**。そうした患者さんのためにドナー登録している方は、現在約53万人。しかし、患者さんと白血球の型が一致する確率は数百人から数万人に1人といわれています。ドナーの都合や健康条件が整わなければコーディネートを進めることはできず、**移植を待っている患者さんのうち、移植を受けられる方は6割に過ぎない現状です**。

★骨髄等を提供する場合、ドナーは事前の健康診断に何回か病院に出向いたり、提供時には数日間入院したりすることとなり、10日程度休む必要がありますが、仕事の都合がつかず断念されたり、休業中の補償がなくドナーの負担となったりしている場合もあります。**職場の皆様には、ドナーが安心して骨髄等を提供できる環境づくりとともに、「骨髄ドナー休暇制度」導入へのご協力をお願いします**。

★岡山県内すべての市町村で、提供が完了したドナーへの助成制度が設けられています。また、**提供が完了したドナーを雇用する事業所に対し、多くの市町村が助成金を交付しており、ドナーが提供しやすい職場環境づくりを支援しています**。

詳しくは、岡山県ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.okayama.jp/page/345847.html>



【問い合わせ先】 岡山県 保健福祉部 医薬安全課 TEL：086-226-7341



あなたの回答で、日本の未来が見える。

アンケート! 経済センサス

令和3年
6月1日

経済センサス
活動調査

日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。
全国すべての事業所・企業が対象です。

安全で便利なインターネット回答がおすすめです。ご回答よろしくお願いたします。

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。



調査票のお届け方法は
事業所の形態により
異なります。

- 1 単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、
新設された事業所など
- 2 支所などがある企業、
単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

調査員が訪問して調査票を
お渡します。

国が本社などに
まとめて郵送します。



<https://www.e-census2021.go.jp/>

経済センサス2021

検索

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

岡山県 産業労働部労働雇用政策課

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36

TEL086-226-7386 FAX086-226-7869